

域には多くの人命や財産が集積しており、いわゆる「ゼロ・メートル地帯」を中心とした防災対策の強化が必要になっている。さらに、位置的に近接する湾内の中枢国際港湾への港湾貨物の集中により、海上交通に過度に負荷がかかるとともに、空港の整備等の新たな利用要請も生じている。こうしたことから、環境・利用・防災の各分野において、総合的な管理の必要性が生じている。

このため、総合的な視点に立った沿岸域管理が必要であり、良好な環境の形成、安全の確保及び多面的な利用の調整を図るとともに、多様な関係者の参画により、「白砂青松」や「渚」などの言葉で表されるような自然の魅力ある空間や東京都の臨海副都心などのような都市の臨海部における水際線を活用した魅力ある空間など、地域の特性に応じた、「美しく、安全で、生き生きした沿岸域」を現世代から次世代へ引き継いでいくことを目標として、以下の視点で各種施策を実施していくべきである。

① 施策の実施主体の協働

行政、研究者、地域住民、利用者、NPO等当該地域に関わる多様な関係者が、施策の検討及び実施、実施した施策の評価に参加する。その際、地域住民、NPO等に対しては十分な情報を提供する必要がある。また、施策の実施にあたっては、関係者間で十分な調整を行い、問題に応じて適切な役割分担を図ったうえで効果的・効率的に施策を実施する。また、NPOや民間企業などの積極的な関与を促す仕組みの制度化などの新たな施策を実施する。

② 相互に関連のある問題に対する包括的な施策の実施

さまざまな要因が密接に関連して生じている水質汚濁や海岸侵食等の問題に対しては、総合的な水質保全対策や土砂管理対策など広域的かつ多面的に対策の検討を行い、効果的な施策を実施する。

③ 個別法の法目的や適用範囲の拡大

沿岸域で生じている問題の中で、既存の法令の改正や適用範囲の拡大により対応が可能なものについては、速やかに検討を始め、拡大を図る。

④ 制度の空白部分の一體的管理

沿岸域で生じている問題の中で、自由使用を原則として認めつつ使用の制限を加える仕組みがない一般海域（法令により規定された区域以外の海域）の管理の問題など既存の法令やその適用範囲の拡大では対応が不可能なものについては、立法的な解決の必要性を指摘しつつ、当面の対応として地方公共団体による条例制定な

どにより対応を図る。

⑤ 沿岸域の新たな活用のための施策の展開

人々がこれまでさまざまな形で恩恵を受けてきた沿岸域に対して、国民のより一層の理解を得るためにも、環境の保全に十分配慮した上で、賦存する膨大な自然エネルギーを有効に活用するなど、多様な活用を促進する施策を展開する。

⑥ 関係者間での情報共有と国民への情報提供

沿岸域の総合的な管理を図るためには、関係する機関が保有するさまざまな情報を有効に活用することが不可欠であり、研究者やNPO等を含む関係者間で情報の共有化を図る必要がある。また、説明会、ホームページ、パンフレット等のあらゆる手段を用いて、沿岸域に関わる情報を国民へ広く公開し、要請に応える必要がある。

6. 個別問題の解決のための施策

将来的には沿岸域を総合的に管理する新たな法制度の整備を目指しつつ、総合的な管理の実現の第一歩として、上記の基本的方向に従って、個別問題の解決のために以下の施策を実施していくべきである。

(1) 利用と環境の問題

① 水質汚濁

水質の汚濁防止に関わるさまざまな関係者が緊密な連携を図りつつ、下水道の整備や改善等の汚濁負荷の流入防止、河川や海域における汚泥浚渫や覆砂などの直接浄化対策など閉鎖性水域における効果的な水質汚濁防止対策を実施する。また、水質汚濁の発生機構の解明や水質改善に資する技術開発を推進する。

② 船舶事故による油流出

流出した油を一刻も早く回収するため、国は、情報の整備や油防除資機材の整備を行うとともに、回収技術の開発を推進する。

③ 海岸漂着ゴミ

海岸管理者と市町村の役割分担を明確にした上で、海岸管理者による取組を強化する。具体的には、地元自治体、住民等との役割分担の制度化(アダプト制度等)や民間企業との連携強化を図るとともに、ゴミ捨て防止に関する対策を強化する。また、

発生源も含めた対応の検討を行う。

④ 海岸侵食

海岸管理者等の関係機関が連携して、海岸地形や沿岸漂砂量のモニタリングを実施し、沿岸漂砂による土砂の収支が適切になるように、沿岸構造物の設計を工夫するなどの取組を実施するとともに、陸域を考慮した総合的な土砂管理対策を実施する。また、国においては沿岸構造物が砂浜に与える影響や海砂利採取が沿岸域に与える影響等の解明に努める。

⑤ 干潟等の減少

自然の生態系における干潟等の重要性を十分認識し、開発等の計画の策定に際して大気環境や水質環境等に与える影響を評価し、できる限り現存する干潟等及び環境への影響の回避、低減を図るとともに、必要に応じて代償措置を講ずる。また、地域住民やNPOなどの参画や協力を得ながら、干潟等の自然環境の保全・再生・創造を推進する。

⑥ 海岸利用による生態系への影響

海岸管理者は、環境等に係る調査を適切に実施するとともに、地方公共団体と連携して利用規制を実施する。

(2) 利用における問題

⑦ レジャー利用と漁業の輻輳

国において、トラブルが発生した場合に調整する仕組みについて検討するとともに、各地域の特性に応じて、地方公共団体が主体となりレジャーと漁業間のルールづくりを推進する。

⑧ レジャー利用同士の輻輳

各地域の特性に応じて、地方公共団体が中心となり、条例等による利用者間ルールづくりを推進する。あわせて、安全に関する啓発活動や情報提供に積極的に努める。

⑨ プレジャーボート等の放置

プレジャーボート等の放置に対する罰則や放置艇の強制的な撤去などの規制措置と、プレジャーボート等の係留・保管場所の整備を両輪として、国及び水域の管理者は秩序ある水域の管理を図る。

⑩ 臨海部の土地利用の問題

水際線に面しているという特徴を活かしつつ、地域に活力を与え、地域の発展に資する用途への利用転換を図るものとし、国及び港湾管理者は民間事業者を積極的に支援する。その際は、海岸線は本来豊かな自然環境を有し、だれもがその恵みを享受できる権利を有していることを念頭に置き、パブリックアクセスの確保など市民の要請に十分応えるとともに、自然環境の再生や回復にも努める。

⑪ 広域的な空間利用への対応

東京湾、伊勢湾、大阪湾など、湾岸に人口や産業が集積し、他の地域にまして物流、産業、生活、レジャーの各分野における沿岸域の利用要請が高い湾域においては、例えば物流面では国、港湾管理者、利用者の連携のもと、湾内港湾の適切な機能分担を図るとともに、安全な海上交通の確保を図るなど、各分野において湾域全体を視野に入れた広域的な対応を図る。

⑫ 沿岸域での新たな利用

海洋構造物の設置や洋上風力発電施設の設置、海底資源の開発等、今後新たな海域の利用が見込まれることから、国は、海域の公平かつ環境面・防災面とも調和が図られた利用がなされるよう、制度整備を含めた実効的な利用調整の仕組みについて検討する。

(3) 防災対策と環境の問題

⑬ 海岸整備等による生態系への影響

海岸管理者は、NPOや専門家等と連携して生物の生息状況等の環境調査を積極的に実施するとともに、これらの環境情報を広く公開する。また、環境調査の結果等を踏まえ、施設整備を工夫するなど生態系との共生・調和を図る自然共生型の事業を実施する。

(4) 防災対策と利用の問題

⑭ 海岸構造物等によるレジャー利用への影響

海岸保全施設の整備に当たっては、計画段階から積極的に施設整備に関する情報提供を行うとともに、利用者の意見を十分に把握し、海辺へのアクセス性に配慮した整備を実施する。

⑮ 護岸、離岸堤等の整備による景観の悪化

海岸防護の必要性と良好な景観に対するニーズとの調整を図るため、海岸管理者

は、海岸保全施設の計画段階から積極的に施設整備の情報提供を行うとともに、利用者の意見を十分に把握して、周囲の風景、土地利用状況、地域固有の生態系等と調和した施設整備等に努める。

(5) 防災対策における問題

⑯ 防災対策の遅れ

海岸堤防・津波防波堤等の着実な整備に努めるとともに、適切な防護水準のあり方の検討を行いつつ、ハザードマップの作成など地域と協力したソフト面の対策も組み合わせ、効率的な対策を実施する。なお、施設整備の際には、地域住民や利用者の意見を十分に配慮するとともに、生態系への影響についても十分に考慮する。

(6) 環境・利用・防災の各側面に関する問題

⑰ 地球温暖化問題・循環型社会の構築への対応

地球温暖化問題への対応として、海面上昇への対応や、自然エネルギー関連施設などの立地需要に対する積極的な対応など、短中長期の各段階において適切な対策を実施する。また、廃棄物の最終処分場の逼迫、資源の将来的な枯渇の可能性等の環境制約・資源制約を踏まえ、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の構築に向けて、廃棄物などの中間処理や再資源化などを行う施設の整備や低廉で効率的に廃棄物などの収集・運搬を行うしくみの構築に積極的に対応する。

7. 沿岸域の総合的な管理に向けて

本研究会では、短期的に対応が必要な具体的な問題事例を出発点に、沿岸域の総合的な管理の基本的方向や具体的な施策について検討してきたが、長期的課題も含めた沿岸域の総合的な管理のためには、あわせて以下の取組を実施するべきである。

(1) 沿岸域の総合的な管理のための計画の策定

沿岸域行政の実施にあたっては、地域毎に地理的条件、社会的条件、自然環境条件等が異なることを踏まえながら、一体的に管理すべき沿岸域毎に多様な関係者からの要請を調整しつつ進める必要がある。そのため、沿岸域の総合的な管理のための施策実施に向けて、国は、地方公共団体等による沿岸域圏総合管理計画の策定を今後も促進すべきである。

(2) 施策の推進体制

沿岸域に関する問題は各地域の実態に即した対応が必要である。本提言に示した施策の実施にあたっては、行政が主体となって各地域において多様な関係者が参画する協議会などを設置し、施策の具体化の検討、施策の実施、実施した施策の評価を行うべきである。なお、協議会では、必要に応じて、沿岸域圏総合管理計画案の提案や計画の見直しの提案も行うべきである。

また、国においては、沿岸域の総合的な管理に向けて、必要な体制の検討を行うべきである。その中で、国と地方の連携を密にしながら、新たな問題に対する施策の検討や、本提言に示した施策の評価及び見直しなどを行うべきである。

おわりに

本提言は、沿岸域の総合的な管理に向けて、国土交通省が所管する事項に関する施策を主にまとめたものであるが、沿岸域に関する問題は多様な関係者が存在しており、今後、関係する省庁と積極的に連携を図りつつ施策を実施していくことが必要である。

また、本提言では、既存の法令などの適用範囲外となる問題については、短期的な対応として個別法の適用範囲の拡大等、個別の実効的な施策により対応することとしているが、将来的には、これらの個別施策の実施成果を沿岸域を総合的に管理する新たな法制度の制定に結びつけていくべきと考える。

そのためには、国民一人一人が自分たちの海や海岸であることを認識するとともに、沿岸域の問題を広く国民に理解してもらうことが重要であることから、沿岸域の現状や施策の実施状況等を広く公開するなど、国民的な議論を一層活発化させていくことが必要である。